

事務連絡
平成28年1月6日

各都道府県・指定都市教育委員会 学校保健主管課
学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
各国立大学法人附属学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）

日頃から健康教育行政の充実のため御尽力いただき、ありがとうございます。
アレルギー疾患対策基本法については、平成26年6月27日法律第98号として公布されたところですが、このたび、別添のとおり、厚生労働省健康局がん・疾病対策課から周知依頼があり、アレルギー疾患対策基本法が平成27年12月25日から施行されましたのでお知らせします。

つきましては、本法制定の趣旨を踏まえ、文部科学省から平成27年3月に既に配布している下記の資料等を活用し、学校設置者、学校、調理場等が、それぞれの立場から主体的にアレルギー対応に取り組まれるよう、引き続き適切な措置をお願いします。

記

<平成27年3月に発送している資料>

- ・学校給食における食物アレルギー対応指針
- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版
- ・学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課

電話：03-5253-4111

保健指導係（内線 2918）

学校給食係（内線 2694）